

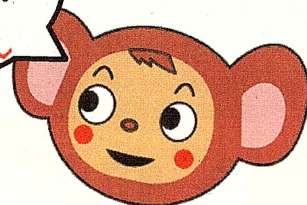
茨木市の65歳以上の方へお知らせ

ストップ とくしゅ さ ぎ つうわろくおんき かした **STOP 特殊詐欺！通話録音器を貸出します**

■ 多発している特殊詐欺被害を防ぐため、
電話着信時に警告アナウンスが流れ、
通話の自動録音を行う機器を無料で貸出します。

※期間終了後、アンケートにご協力ください。

もうしこみたすう
申込多数の
ちゅうせん
場合、抽選



◆ 募集内容 ■ 貸出台数 90台 ※ 1世帯 1台のみ

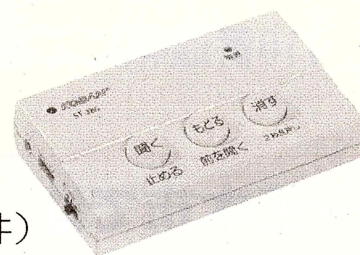
貸出条件	1. 65歳以上の方（おひとり暮らし・同居は問いません。） 2. 茨木市に住民票（提出不要）のある方 ※ご家族、見守り者などによる代理申込も可能です。
貸出期間	機器を設置した日から6年間（期間終了後の返却不要）
申込期間	令和6年5月13日（月）午前8時45分～5月31日（金）
申込方法	1. 消費生活センター（市役所南館1階）窓口 ^{じさん} に持参 2. 消費生活センター ^{ゆうそう} に郵送 3. 右の二次元コード読み取りの申込フォームより→ 4. ファックス： 072-622-1878 5. メール： syohiseikatsu@city.ibaraki.lg.jp (申込書類は、窓口で配布または 茨木市 通話録音機  検索)



◆ 特殊詐欺被害対策 自動応答録音機【KOBAN ST-386】について
着信時に流れる警告アナウンス

「この電話の通話内容は防犯のために録音されています」

通話内容を自動で録音します。（録音時間60秒、録音件数30件）



問合先：茨木市消費生活センター

 **072-624-0799**

受付時間 (月)～(金) 午前8:45～午後5:15

〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館1階

とくしゅさぎ ちゅうい 特殊詐欺にご注意ください

皆さんの財産を狙う特殊詐欺が増えています。次のことを心がけましょう。

◎ 特殊詐欺被害にあわないために ◎

◆ 知らない電話には出ない！

特殊詐欺被害は、自宅の固定電話が入り口となることがほとんど。

るすでんきのう つうわろくおんき
留守電機能や通話録音機（※）などを活用し、身に覚えのない不審な電話に出ないようにしましょう。

◆ 不審に感じたら、すぐ電話！まず相談！

電話で聞いた内容に少しでも違和感や不審に思うことがあれば、ご家族やご友人のほか、消費生活センターや警察署にご相談ください。

◆ ATMで電話はしない！させない！

特殊詐欺の手口のひとつ「かんぷきんさぎ還付金詐欺」は返金手続きと言いながら、電話でATM操作方法を指示して、金銭をだまし取る手口です。

ATMの操作で返金される手続きはありません！

相手にATMへ行くよう言われても、絶対に応じてはいけません！

またATMで電話しながら操作する人を見かけたら、お声がけや110番通報にご協力ください。

※茨木市では、通話録音機の貸出しを実施しています。

貸出しには条件がありますので、詳細は裏面をご覧ください。

茨木市・茨木警察署